

改 正 案

第五十五条 削除

現 行

(証人等買収)

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)
 第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項において同じ。）により反復して行われるもの）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第十五条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)
 第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項において同じ。）により反復して行われるもの）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第十五条第一項又は第五十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 規程が定める罪が、団体に不正権益（団体の威力に

第五十五条 削除

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)
 第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項において同じ。）により反復して行われるもの）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第十五条第一項又は第五十三条第二項を除く。次項において同じ。）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第三条（第五十三条第二項を除く。次項において同じ。）のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 規程が定める罪が、団体に不正権益（団体の威力に

基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきもの）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第五十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者も、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。

基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきもの）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第五十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者も、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第五十五条及び第五十六条（第五十五条に該当する行為に係る部分に限る。）の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。